

備考) 国の機関や市町村の場合

【国への照会に対する回答】

Q. 地方公共団体も自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理計画の対象となるのか。

A. 国、地方公共団体は特定事業者になり得ない。

ただし、国における国有林野、印刷、造幣事業及び地方公共団体における一般廃棄物処理事業、地方公営企業が行う事業(いわゆる現業事業)は事業活動に当たり、特定事業者になり得る。

なお、提出は、現業事業団体ごとにいただきたい。

埼玉県生活環境保全条例に基づく自動車使用管理計画では、国の機関や地方公共団体も対象となります。その際の計画の作成は、国の機関や地方公共団体を一事業者としています。

国の機関及び地方公共団体における提出物

埼玉県内で30台以上

対策地域内の現業部門 に30台未満

対策地域内の現業部門 に30台以上

	根拠	様式	
		計画	実績
自動車使用管理計画	条例	第6号の2	第6号の4
自動車地球温暖化対策計画	条例	様式8号	様式10号

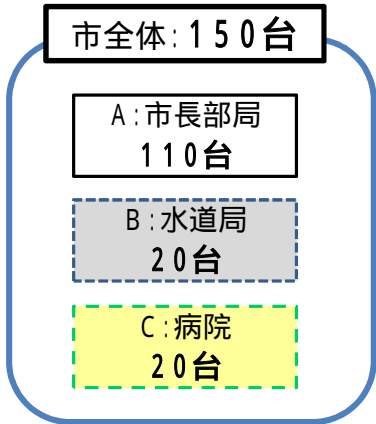
	根拠	様式	
		計画	実績
自動車使用管理計画	条例	第6号の2	第6号の4
自動車使用管理計画	法律	A - 1	A - 3
自動車地球温暖化対策計画	条例	様式8号	様式10号

現業部門とは、ごみ収集、水道、病院等を指します。

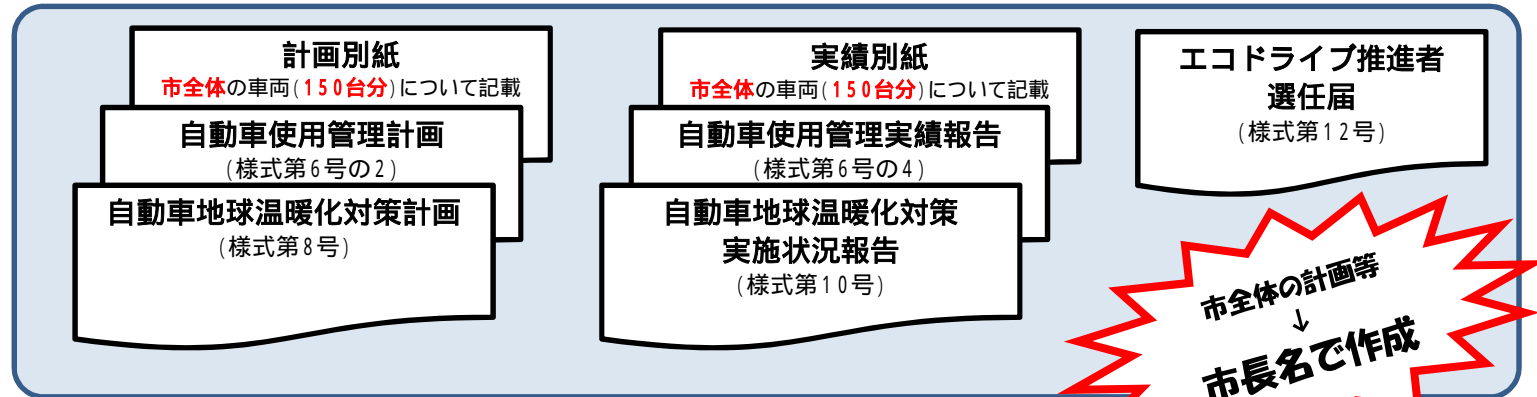
現業部門の台数は、個別の部門ごとに判断し、該当する部門ごとに自動車使用管理計画を作成してください。

いずれの場合も、計画等の提出先は県(環境管理事務所)です。

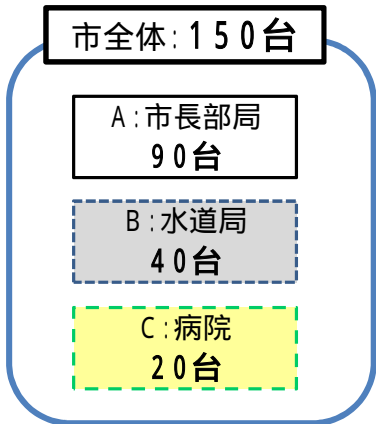
例1) 対策地域内の現業部門に30台未満



< 提出書類 >



例2) 対策地域内の現業部門に30台以上有り



< 提出書類 >

